

審 査 基 準

基準の名称	都市公園内における行為の許可基準																			
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要																		
徳島県都市公園条例	4 - 1, 3	都市公園内における行為の許可																		
基 準 の 内 容																				
<p>1 条例第4条第1項に該当する行為については、許可の対象として取扱うものとする。行為の許可をする場合、計画書（企画書等）の提出を求め、内容を検討の上、都市公園の設置目的及び性格を考慮し許可すること。設置目的及び性格と著しく相違する場合は、これを許可の対象としないものとする。また、許可する行為については、法、条例、規則等及びその主旨に反しないものであり、かつ公序良俗に反しないものに限る。なお、催し等における仮設工作物の設置については、別に占用許可を要するものとする。</p> <p>各公園の設置目的及び性格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>設置目的、性格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化の森総合公園</td> <td>県の文化施設を一堂に集めた文化の中核としての公園</td> </tr> <tr> <td>日峯大神子広域公園</td> <td>自然に親しみながら運動もでき、家族連れで一日を過ごせる公園</td> </tr> <tr> <td>蔵本公園</td> <td>運動施設等を有し、運動を通じて県民にふれあいや憩いの場を提供する公園</td> </tr> <tr> <td>鳴門総合運動公園</td> <td>運動施設等を有し、競技・運動を通じて県民に楽しみや憩いの場を提供する公園</td> </tr> <tr> <td>新町川公園</td> <td>県都中心部にあり県民の憩いの場を提供する公園（多目的に利用を促進すべき公園）</td> </tr> <tr> <td>鳴門ウチノ海総合公園</td> <td>海に面した多目的芝生広場や運動施設を中心に、県民にふれあいや憩いの場を提供する公園</td> </tr> <tr> <td>月見が丘海浜公園</td> <td>県民の健康増進のほか、多様な活動が可能な都市近郊型のスポーツ・レクリエーションの場を提供する公園</td> </tr> <tr> <td>南部健康運動公園</td> <td>自然の中でこどもからお年寄りまでが気軽に楽しくスポーツを通して「健康づくりができる公園」</td> </tr> </tbody> </table>			都市公園名	設置目的、性格等	文化の森総合公園	県の文化施設を一堂に集めた文化の中核としての公園	日峯大神子広域公園	自然に親しみながら運動もでき、家族連れで一日を過ごせる公園	蔵本公園	運動施設等を有し、運動を通じて県民にふれあいや憩いの場を提供する公園	鳴門総合運動公園	運動施設等を有し、競技・運動を通じて県民に楽しみや憩いの場を提供する公園	新町川公園	県都中心部にあり県民の憩いの場を提供する公園（多目的に利用を促進すべき公園）	鳴門ウチノ海総合公園	海に面した多目的芝生広場や運動施設を中心に、県民にふれあいや憩いの場を提供する公園	月見が丘海浜公園	県民の健康増進のほか、多様な活動が可能な都市近郊型のスポーツ・レクリエーションの場を提供する公園	南部健康運動公園	自然の中でこどもからお年寄りまでが気軽に楽しくスポーツを通して「健康づくりができる公園」
都市公園名	設置目的、性格等																			
文化の森総合公園	県の文化施設を一堂に集めた文化の中核としての公園																			
日峯大神子広域公園	自然に親しみながら運動もでき、家族連れで一日を過ごせる公園																			
蔵本公園	運動施設等を有し、運動を通じて県民にふれあいや憩いの場を提供する公園																			
鳴門総合運動公園	運動施設等を有し、競技・運動を通じて県民に楽しみや憩いの場を提供する公園																			
新町川公園	県都中心部にあり県民の憩いの場を提供する公園（多目的に利用を促進すべき公園）																			
鳴門ウチノ海総合公園	海に面した多目的芝生広場や運動施設を中心に、県民にふれあいや憩いの場を提供する公園																			
月見が丘海浜公園	県民の健康増進のほか、多様な活動が可能な都市近郊型のスポーツ・レクリエーションの場を提供する公園																			
南部健康運動公園	自然の中でこどもからお年寄りまでが気軽に楽しくスポーツを通して「健康づくりができる公園」																			
<p>2 条例第4条第1項第1号及び同第2号中業としての写真撮影については、同第3号及び同第4号での許可行為に付随するもの、又は許可行為を補完するものとしての行為である場合に限り、許可の対象とする。従って、行為許可申請は、許可行為（催し等）の主催者から、一括申請させるよう指導すること。主催者から一括申請がなされない場合は、主催者からの意見書を添付して、当該行為者に行為許可申請をさせること。</p> <p>行商、募金、その他これに類する行為や業としての写真撮影が、単独でなされる場合はこれを許可の対象としない。</p>																				
<p>3 条例第4条第3項の変更の許可については、公園管理者にとって支障のない変更についてのみ許可する。</p>																				

